

労働者派遣法に基づく情報開示について

2024年12月20日
株式会社 児玉電子

2012年10月1日施行の派遣法改正に従い、当社の直近の事業年度におけるマージン率等を公開致します。
対象期間：2023年10月1日～2024年9月30日

① 【派遣労働者の数(1日平均)】	18.59 人
※ (報告対象期間内に派遣労働者が従事した総労働時間数) ÷(報告対象期間内の通常の常時雇用される労働者の1人当たりの総労働時間数)	
② 【派遣先の数】	9 件
③ 【労働者派遣の料金(1日8時間当たりの額)】	36,450 円
※ (報告対象期間中の労働者派遣料金の総額) ÷(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間	
④ 【派遣労働者の賃金(1日8時間当たりの額)】	25,430 円
※ (報告対象期間中の派遣労働者の総賃金) ÷(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間	
⑤ 【マージン率】	30.23 %
※ (③-④)/③*100	
⑥ 【労使協定を締結しているか否かの別等】	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	有効期限 2024年3月31日
⑦ 【キャリア形成支援制度に関する事項】	全ての派遣労働者
新人研修、入職時訓練、専門技術研修、管理者研修等(いずれもOFF-JT、無償有給) キャリアコンサルティング窓口設置 技術書籍等の購入、資格取得支援	
⑧ 【雇用安定措置を講じた人数】	対象者なし
⑨ 【マージンに含まれる費用】	
①社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、 労働保険料等の事業主負担分
②福利厚生費	任意労災保険料 年次有給休暇、法定休暇負担、休業手当、退職金積立 健康診断費用、寮費、各種手当 備品・被服、セミナー・会合参加費、教育訓練費 等
③会社運営費	事務所維持管理費、営業活動費、消耗品費、人件費、採用活動費、 開発費、リース費、通信費、出張旅費等会社の運営に必要な経費
④営業利益	マージンより上記①～③を除いたもの
⑩ 【その他参考と認められる事項】	
分母となる人数が少ない中小規模の派遣事業においては、営業実績を元にした上記情報は年度ごとの変動が非常に大きいことが予想されます。	
上記④【派遣労働者の賃金】には含まれない寮費や消耗品費、教育訓練費などの実費類の発生頻度、当該期間における待機期間や退職金の有無等により10%以上の変動が容易にあると思われますので、マージン率とともに、複数年の推移や業務形態、業界・業種の平均等の各種指標をご参照下さいますようお願い致します。	

以上